様式第5号（第６条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

（法人名）

酒田市長

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所　指定取り消し・停止通知書

介護保険法（平成９年法律第１２８号）第１１５条の４５の９の規定に該当したため、

　　　　年　　月　　日付けで指定した~~酒田市~~介護予防・日常生活支援総合事業者の指定について、取消し（効力の停止）したので、酒田市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び届出に関する要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり通知する。

記

１　事業所の名称及び所在地

２　処分内容

３　処分の理由

（１）介護保険法第１１５条の４５の９

第　　号の規定に該当するため

　（２）

（裏面）

不服の申立て、取消訴訟について

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、酒田市（　　　　　課）に対して審査請求をすることができます。

　　住所　　　酒田市本町二丁目2番45号

　　電話番号

２　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に酒田市（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）を相手に被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することがみとめられる場合があります。